大崎市誕生10周年記念事業

大崎市の「花・木・鳥」「市民歌（歌詞）」を募集します

　平成18年３月31日に誕生し、今年、10周年を迎えた大崎市。わたしたちが大崎市民となって10年の節目です。今年、市では大崎市誕生10周年を記念するさまざまな事業を市民の皆さんとともに行います。

　そのひとつとして、「市の花・市の木・市の鳥」、「市民歌」を制定します。

　制定に当たって、多くの市民に親しまれ、内外に大崎市を発信できる、大崎市にふさわしい花や木や鳥、郷土を愛する気持ちが湧き上がるような市民歌(歌詞)を皆さんから募集します。

　ぜひ、あなたの思いを届けてください。

10周年事業推進室(政策課内)　23-2129

市の花、市の木、市の鳥

■応募資格

　大崎市に在住する小学生以上の市民

■募集内容

　応募はひとり１回までとします。次の①から③のいずれかに該当する花、木、鳥をそれぞれ１点記入し応募してください。

　大崎市のシンボルとなるもの

　大崎市を市内外に強くアピールすることができ　　るもの

　市民に親しまれるもの

※架空のものやキャラクターなどを除きます。

※花・木・鳥いずれか一点での応募も可能です。

■選考方法

　「市の花、市の木、市の鳥候補選定委員会」で、選考基準や応募者の選んだ理由などを踏まえ選考します。応募数の多い作品が選考されるものではありません。

■その他

　11月３日に開催する大崎市誕生10周年記念式典で発表します。

　採用された花、木、鳥へ応募した人の中から、抽選で記念品を差し上げます。

大崎市民歌 (歌詞)

■応募資格

　市民に限らず、どなたでも応募できます

■募集内容

 応募は、ひとり１作品までとし、応募できる作品は、次の①から⑤に該当するものとします。

　①大崎市の自然や情景を愛する気持ちを育み、市民の一体感の醸成につながる市民歌制定の目的に沿うもの

　②市民みんなが親しみやすく、後世まで歌い継がれる内容のもの

　③大崎市を市内外に強くアピールすることができるもの

　④自作の未発表オリジナル作品で、他者の知的所有権（著作権）を侵害しないもの

　⑤歌詞は、２番以上３番以内とします。

※漢字、ローマ字などには、必ずふりがなを付けてください。

■その他

　11月３日に開催する大崎市誕生10周年記念式典で発表します。

　「市民歌選定委員会」で選定し、最優秀賞には賞金20万円、優秀賞には記念品などを贈呈します。

　最優秀賞と優秀賞になった入選作品に関する一切の権利は、大崎市に帰属します。なお、入選発表後であっても、入選作品が他者の知的所有権（著作権）を侵害する疑いがある場合は、受賞を取り消すことがあります。また、入選作品が知的所有権（著作権）などに関わる問題を生じた場合の責任は、すべて応募者（保護者を含む）が負うものとします。

　歌詞の最終決定に当たっては、選定委員会や作曲者などによる加筆補正を行うことがあります。また、タイトルについても同様に加筆補正を行うことがあり、選定委員会や作曲者で別のタイトルを設定することもあります。また、応募作品の中から入選作品がない場合には、選定委員会において歌詞の制定方法について審議し、決定するものとします。

共通事項

■募集期限

　５月２日まで

■応募方法

　応募用紙は、市民課・政策課、各総合支所、各公民館に備え付けるほか、市のウェブサイトからダウンロードできます。必要事項を記入し、次のいずれかの方法で応募してください。

※応募に係る費用は応募者の負担となります。

　持参する場合は…

　　平日の９時から17時まで、政策課、各総合支所地域振興課、近くの公民館へ提出

　郵送する場合は…

　　〒989-6188　大崎市古川七日町１番１号

　　大崎市市民協働推進部10周年事業推進室

　※締切日当日の消印有効

　ファクスの場合は…　23-2427へ送信

　電子メールの場合は…

　　seisaku@city.osaki.miyagi.jpへ送信

　　件名に「市の花、木、鳥応募」または「市民歌応募」と明記し、市のウェブサイトから応募用紙をダウンロードして、必要事項を入力後、添付ファイルにして送信

大崎市誕生10周年記念事業補助金を活用しませんか

大崎市誕生10周年記念事業補助金

　市民や市内の企業などが組織する団体(まちづくり協議会、住民団体、NPO法人など)が、これからの大崎市の発展に向けて行う、次のいずれかに該当する事業に対し、補助金を交付して支援します。

一体感醸成事業：地域間の交流を促進させ、市民の一体感を醸成することが見込まれる事業

経費のうち、補助対象となる費用の2分の1(50万円を限度とする)を支援

アピール事業：大崎市を内外に広く発信することが見込まれる事業

経費のうち、補助対象となる費用の2分の1(100万円を限度とする)を支援

地域自治組織交付金事業

　これまでのまちづくり活動を振り返り、今後の地域の振興や発展に結びつく事業

経費のうち、補助対象となる経費を合算した額(100万円を限度とする)を支援

詳しくは、10周年事業推進室(23-2129)へお問い合わせください。